

Title	日笠完治編著 『現代ドイツ公法学人名辞典』
Sub Title	Kanji Hikasa, Bio- und Bibliographie der deutschen Staatsrechtslehrer heute, 1991
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.9 (1991. 9) ,p.147- 151
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910928-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

日笠完治編著

『現代ドイツ公法学人名辞典』

一 本書を、或る書店の棚で全く偶然に見つけ、購入した。評者は、いわゆる公法学を研究する者ではなく、刑事法の専攻者であるから、本書で紹介された学者の大部分について知識はないが、その扱うテーマが法哲学や法理論であったり、法思想史である場合、いささかの関心を持っているので、参考になると考えて購入した。それと併せて、ドイツ、オーストリア、スイスの刑事法関係の学者や実務家の経歴や業績を調べ、それらの人々の著作を理解するための補助資料にするという仕事に、一九六四年（考えようによっては、一九五八年）から手をそめているので、公法学の分野で同じような仕事を始めた若い研究者が居るということに注目した。さらにつけ加えると、本書の筆者の略歴から、慶應義塾の同窓であることを知ったので、その点でも興味を覚えて本書を求めることにした。

二 本書は、実質六〇三頁の大著である。それは、「はじめに」という邦文のはしがき（二頁）、日本語の序文とはかなり内容の

違う独文の序文（二頁）、目次（六頁）、序説（二三頁）、略語表（六頁）に続いて、本文として、著者別の経歴及び業績五四一頁、資料として、ドイツ国法学协会会员一覧（一九八七年一月一日現在のもの）（二七頁）から成っている。

公法学研究のための基礎資料ともいべき本書をまとめるに当り、著者には、どのような抱負があったかについては、「はじめに」のなかで次のように述べている。著者によると、国際社会で責任ある地位を占める日本は、今や、国際化の重要性への認識を深めつつあるが、多くの学問分野でも、他国の学者と人的学問的「交流」を通じて「国際化」する時代を迎えている。憲法、行政法、国際法などの公法学・国法学において、「各国との単なる比較から、考察をくわえることにより、理論ないし学問の国際化が進行しつつある。日本の公法学ないし国法学は、明治期よりドイツ等から多くのものを学んできた。そして、戦後はアメリカやイギリスから多大な影響をうけている。それはまた、多くの日本の学者が、世界の学者と交流を続けてきたことを意味する。そして、現代の公法学者ないし国法学者もこのような国際交流のないし国際化の道を着実に歩んでいる」と。著者は、こうした状況にある日本の公法学・国法学の研究者の学問的交流に資するための資料として、西欧のドイツ語圏で活躍している、公法学・国法学の研究者・実務家にアンケート方式を用いて、その略歴と主要業績を調査することを思い立った。それにより得られたデータは、すでに、以前、著者が奉職して

いた秋田経済法科大学の機関誌「秋田法学」に、一九八七・八八年に、四分載し、公表したのであったが、その仕事を今般一書にまとめたのである。巻末の「ドイツ国法学協会会員名簿」は、同協会雑誌四五巻、Veröffentlichungen der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtslehrer, Heft 45, 所収のものを出版社の許可をえて転載している。

著者の試みたアンケートによるドイツ語圏公法学者の経歴と業績の調査について、どのような意図で、またどのような方法でこれを実施したのかについては、序説に詳しく述べられている。それによると、ドイツ国法学協会の全会員に対して、一九八〇年六月七日にアンケートを発送し、一九七九年の学会名簿にあった二八九名のうち、一五一名(五二・三%)から回答が寄せられたのである。

そのアンケートの内容であるが、①経歴 氏名・生年月日、住所、大学及び卒業年(国家試験に合格した年)、他大学での研究・教育活動、現在の地位、担当講義、所属学会、専門及び研究計画、国家机关への関与貢献、留学経験、指導教授(Doktorvater)及び研究協力者、日本の学界に関する意見、②業績 博士号請求論文(Dissertationschrift)、教授資格請求論文(Habilitationschrift)、その他の業績(詳細に)というものであった、という。資料の公表に際して、原則としてアンケートに対する回答すべてを掲載したため、個人の業績については、かなりばらつきがある。著者は、回答者に対する礼儀という観点から、ありの

ままを掲記し、なかには、アンケートに回答できないという手紙の要約を登載した事例が七件ある(Arnbruster, Böckstiegel, Folz, Gerber, Ernst v. Hippel, Menger, Voigt)。私見によれば、会員に同一のアンケートを一回送り、等しい機会を与えたのだから、それに対する礼儀として同じ扱いにすべきだと考えて、回答のまま資料化したことは、かえって結果的に失礼なことになったのではないかと考える。というのは、例えば、掲載頁が七頁以上の人は二七名もあり、なかには、一〇頁(ルップ)、一頁(カリネク、オーバーマイヤー)、一三頁(ハーン、カイザー)、一五頁(ツァッヒャー)、一六頁(ハーベル)、そして二二頁(ザイデル・ホーエンヴェルデルン)の例もある。詳細な文献目録を寄せた人の分をみると、判例批評や書評までが網羅されているのである。ごく簡単に回答した人も、こういう形で発表されると知っていれば、全著作目録を回答すべきだったと残念に思う者は少くないであろう。それというのも、私の経験では、多くの教授の秘書は、各教授の著作目録を常に最新のものにして保管しているのが通例だからである。

序説の一五頁以下に、研究者が所属する学会名が六頁ほど列挙されている。これが、順不同に網羅されているため、利用者にとって不便である。せめてアルファベット順にするか、学会の邦訳名の順にするか、或いは学会の所在国名別に整理するかしたら、ずい分、便利であつたらうにと悔しまれる。

序説の二二頁から二五頁までに、国法学者を国別に整理し、

回答のあった人に*印をつけてあるが、回答のなかった人のなかに、日本、殊に、慶應義塾と関係の深い学者が少なからず含まれているのは、誠に残念である。この種の深さと広がりのある仕事を少しでも完全なものに近づけるためには、あらゆる人間関係を利用する必要がある。まさに、著者が「はじめに」で書いてるように、「人的・学問的な交流」があつてはじめて、此の種の基本的な仕事、ビブリオグラフィ作成に協力しよう、という気持になるからである。

三 勿論、この本から多くの事柄を学んだことも事実である。

私も、著者と同様、(西)ドイツ、オーストリア、スイスの刑事法と法哲学・法理論関係の研究者の文献を組織的に調べ、カード化を心がけている。従つて、刑法学者でない人が、法哲学、法理論の論著を発表しているのに気づくと、はて、どういう学者かなと気になることがしばしばである。一九五六年に、「裁判官と不道德な法律」という興味ある本を書いたハンス・ウルリッヒ・エフアースは、その後、どうしているか知りたいと思つていたが、本書(九七頁)で、今、ザルツブルク大学で憲法・行政法を担当していることを知った。今年の夏、国際法哲学会を主宰するゲッティンゲン大学のラルフ・ドライヤーとは、どの世代に属する人なのか、わずかに、その学位論文「事物の本性の概念について」(一九六五年)しか知らなかったが、私とはど同年輩であることを教わり、有難かった。オーストリアのアダモヴィッチについては、同姓同名の人が二人いる。しかも、専

攻がほとんど同じである。一八九〇年生まれで、ウィーン大学教授、憲法裁判所長官であつた人と一九三二年にグラーツで生れた人とどういふ関係があるか、私もまだ分らないでいる(本書三八頁、宮澤浩一・法学研究四二巻二二号、一九六八年、五三頁、同・五二巻四号、一九七九年、七七頁参照)。

西ドイツで、被害者補償制度の導入をめぐる論争があつた際に、関連する文献を渉猟した折、ウォルガンク・リュフナーの著作を読み、どういふ立場の人かなと考へながら、それ以上調べないで終つた。本書(三七四頁以下)で、国家補償に関連する業績を残している人であることを知りえた。

私の友人、ミュンヘン大学のアルトゥール・カウフマンの六〇歳と六五歳誕生日の記念コロキアムの席上、ハインリッヒ・ショラー氏と会い、どういふ経歴の人が興味があつたが、本書四三六頁以下で、詳細な著作をも知ることができた。

公法学者は、刑事法の分野に関して、受刑者の法的地位、被害者の権利、公害犯罪の規制、マスメディアと被疑者の防衛権など、今後、ますます発言する機会が多くなると思われるので、公法学者の発言の背景を知るうえで、本書から今後、貴重な情報をうるものが期待でき、その点で、編者の努力を多としたい。

四 最後に、同じような方法で、学説の背景事情、殊に、個々の学者の学説が、どういふ学問的背景で出てきたか、その人の研究環境、指導教授、その学問形成の時期を同じくするときに影響し合つた学問仲間、時代思潮、学説の動きとのかかわりを

具体的に究明しようと努力してきた者として、著者に、二、三問題提起をしたい。それは、アンケートという方法は、はたして最良の調査法か、ということである。

私が最初に、此の種の仕事をしたのは、法学部の助手の頃にハイデルベルヒ大学に留学した折、研究室の資料のなから、当時の全総合大学の法学部講義要綱を取り出してチェックしたことにはまる(法学研究三一巻八号、一九五八年。一九六四年夏学期に、ザール大学に客員教授として半年滞在した折、法学部研究室の図書室にもって、まず、その当時のすべての大学の刑事法のスタッフを調べ、それをタイプ用紙に一枚ずつタイプし、氏名をアルファベット順に並べかえて、次に、法律学関係の単行本を調べあげて記入した後、雑誌すべてを一冊ずつ取り出しリストにある学者の論文を見つけては、手で書き加えていった。勿論、時間を決めて、毎日、コンスタントに消化していった。今、フランクフルト大学の教授になっているウィーンフリート・ハッセマーは、その当時、アルトゥール・カウフマンの助手をしていたが、初めのうちは、何てことをやっているのかと妙な顔をしていたが、三ヶ月もたち、ビッシリと書き込んだタイプ用紙が二〇〇枚近くなったのを見て、これは恐るべき仕事になると思ったらしく、カウフマンに話をしたようである。この仕事は、一九六五年(法学研究三八巻、三号)、六七年(同四〇巻三号)、一九七二年(同四五巻九、一〇号)、一九七四年(同七七巻三号)、さらに刑法雑誌一七巻一・二号、三・四号(一九七〇・七

一年)に発表し、次第に充実し、やがて、「西ドイツ刑法学(学者編)」(一九七八年)として一書にまとまったのであった。その後、追録を四回出したが、一九八五年以降、中断して今日に至っている。

私のこれまでの経験のうちで、二人の学者から協力を得られず、今でも残念に思っている。一人は、キール大学のS教授で、知人を介して依頼をしてもみたが、出身地と生年月日が今もって不明である。他は、ブレーメン大学の犯罪学者P教授であり、その著作すべてを調べ、確認を求めたところ、登載しないで欲しいという返事があった。この二人以外は、すべて訂正、補充した返書や全著作リストが送られてきた。それは何故かという点、私自身で調べうることとは細大漏らさずリスト・アップし、その確認を求めるという形で協力依頼をしたから、それに応えてくれたのであると今でも信じている。勿論、そのためには、ドイツ語圏刑法学者会議にできるだけ出席し、知己を造る努力を続けたからでもある。又、求められれば、できるだけ論文を欧文で書き、発表し、知人にその抜刷やコピーを送るといふ仕事をも併せて行なってきたからにはかならない。著者が、いみじくも書いているように、「日本は国際社会の中において責任ある立場に立っている」のである。欧米の専門家は、日本社会のこと、その法制度の仕組み、その実際の運用、そして法律学説の内容について「知ろう」と欲している。これまで、日本の研究者は、もっぱら外国学説の輸入(紹介)をこととしていた。

貿易に喩えれば、超輸入超過であった。だが、状況は、次第に変わりつつある。一九七四年公刊の村上淳一氏の著書、一九七九年刊のオイベル氏の編著に続いて、本年、五十嵐清氏の日本法入門の独語版が出る。民法の分野では、一九七〇年刊行の北川善太郎氏の著作が長い間、唯一の本とされていたが、一九九〇年には、コーイング他編の「西欧法の日本化」が公刊され、刑法と犯罪学の分野では、一九八九年に、ヒルシュ・ワイゲント共編の「日独の刑法と刑事政策」が出た。そして、本年、井田良君の「犯罪論体系をめぐる日本の論議について」が公刊され、トゥリェー大学のキューネ氏と私の共著にかかる「日本の犯罪と刑事政策」(第二版)が間もなく公刊される。

このように、真の意味での学問の国際交流は、大きな流れとなって相互的な知的刺激の源泉を形成している。

著者は、本書によって、ドイツ語圏公法学の分野に、一つのパイプ・ラインを建設した。これは、彼らにとっても、役に立つ基礎資料なのである。今後は、本書を充実することと併せて、日本の公法学を彼らに伝える使徒となることを希望して筆を擱く。

信山社、六〇五頁、平成三年、三万八〇〇〇円

宮澤 浩一